

# 議会運営委員会議会改革検討小委員会

## 次 第

日時：令和6年9月25日(水)

議会運営委員会終了後

場所：議会運営委員会室

### 1 開 会

### 2 委員会のオンライン化について

### 3 その他

※次回開催予定：10月2日（水）議会運営委員会終了後

### 4 閉 会

## 本会議・委員会におけるオンライン化について

### 1 全国議長会標準例においてオンライン対応を可能としているもの

大規模な災害の発生、感染症のまん延、育児・介護等の事由がある場合に、次のとおり本会議のオンライン質問や委員会のオンライン出席が可能

|                                | 本会議のオンライン質問   | 委員会のオンライン出席   |
|--------------------------------|---------------|---------------|
| 質問※ <sub>1</sub> の可否           | ○             | ○             |
| 質疑※ <sub>2</sub> 、討論、<br>表決の可否 | ×             | ○             |
| 出欠の取扱い                         | ×<br>(欠席議員扱い) | ○<br>(出席委員扱い) |

※1 質問：団体の事務全般について執行機関の見解をただす趣旨での発言

※2 質疑：表決・討論の前提として議題となっている事件の内容を明確にするために行う発言

### 2 京都府議会においてオンライン対応を可能としているもの

| 本会議のオンライン質問 | 委員会のオンライン出席                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | <p>○大規模災害、感染症のまん延は対応済(R4. 5)<br/>※育児・介護は未対応</p> <p>【オンライン出席の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 事例なし</li> <li>・参考人 6回<br/>R3.11.22 文教、R410.3 地域、R4.11.28 危建<br/>R5.3.8 新技術、R5.12.19 地域、R6.3.19 地域</li> </ul> <p>○申合せにより、当分の間、総括質疑、秘密会及び互選委員会はオンラインの対象外としている。</p> |

### 3 都道府県のオンライン対応の状況

#### (1) 本会議のオンライン質問

|           | 本会議のオンライン質問      |  |
|-----------|------------------|--|
|           | ※災害・感染症及び育児・介護共通 |  |
| オンライン対応済  | 2<br>(大阪府・茨城県)   |  |
| 未対応       | 45               |  |
| 検討中       | 27               |  |
| 対応しないと決定済 | 12               |  |
| その他(未検討等) | 6                |  |

(※網掛けは京都府の状況)

#### 【対応しない主な理由】

- ・ 質疑と質問を一括で行っているため実施が不可能
- ・ 本会議場の設備対応が困難なため
- ・ 質問はできるが欠席扱いなど位置付けが曖昧であり、現時点では時期尚早
- ・ ルール作りに時間を要するため当面は見送り

#### (2) 委員会のオンライン出席

|           | 委員会のオンライン出席 |       |
|-----------|-------------|-------|
|           | 災害・感染症      | 育児・介護 |
| オンライン対応済  | 37          | 18    |
| 未対応       | 10          | 29    |
| 検討中       | 7           | 22    |
| 対応しないと決定済 | 2           | 5     |
| その他(未検討等) | 1           | 2     |

(※網掛けは京都府の状況)

#### 【対応しない主な理由】

##### (共通)

- ・ オンライン出席の対象範囲や本人確認の手法などの運用面に関する検討や設備（ネットワーク環境、モニター、カメラ、マイク等）の整備が必要となることから、現時点では見送ることとした。

##### (育児・介護)

- ・ 育児・介護を理由とするオンライン出席は想定していないため
- ・ 議論を行っていないこと、時期尚早等により現時点では対応予定なし

## 4 論 点

### (1) 本会議のオンライン質問について

- ① 本会議のオンライン質問のための環境整備について  
※モニター設置（議員用、議長用、傍聴者用）やシステム改修等が必要
- ② 本会議のオンライン質問の事由の範囲について  
○大規模災害、感染症、育児・介護
- ③ 本会議のオンライン質問の会議の範囲について  
○ 代表質問、一般質問  
  
※現状（新型コロナ対応時）  
代表質問 → 質問者の交代  
一般質問 → 取り止め

### (2) 委員会のオンライン出席について

- ※委員会のオンライン出席のための環境は整備済
- ① 委員会のオンライン出席の事由の拡大について  
○育児・介護  
R4.5～ 大規模災害、感染症の事由によるオンライン出席は対応済
- ② 総括質疑、秘密会、互選委員会の取扱について  
※申合せにより上記会議は委員会のオンライン出席の対象外  
  
※現状（新型コロナ対応時）  
総括質疑 → 質問者の交代  
書面審査 → 委員外委員（議員）の出席又はオンライン出席

## 【参考】

### これまでの本会議場のモニター設置に係る答申について（抜粋）

#### R5.3月 「京都府議会 ICT 利活用推進・実施計画の進行に関する検討結果（二次答申）」

なお、本会議場の大型モニター等の導入についても、実施計画における広報広聴の ICT 化の観点から、効果的な ICT ツールの活用策として費用対効果を見極めながら、今後検討するとともに、社会情勢の変化に伴い、本会議場での情報端末機器の公費導入の検討や情報端末使用のルールづくりを進めてはどうか。

#### H30.3月 「議会の情報化による審議の充実等を通じた政策提案・提言機能の強化について」

- 情報端末から出力させたデータをモニター、スクリーン等のデジタル表示装置に映し出して、議員の質問の補助手段とすることは、審議の内容を分かりやすくするものであり、審議の充実等についてのメリットがあると考ええる。
- 一方で、大阪府議会及び神奈川県議会の本会議場のデジタル表示装置は、対面式演壇が採用されているために必要として整備されたものであるという事情があり、また、委員会室の場合には、府議会では可搬型のスクリーンも審議に利用されているところであるが、情報端末の活用について試行を開始しようとする現時点において、さらに、情報端末から出力させたデータをこのスクリーンに映し出して質問することができるようにすることは、平成 30 年度からの試行案の内容に含めてまで、早急に実施すべき課題とは、いえないのではないかと考える。
- モニター、スクリーン等の表示装置により審議を充実させていくための検討は、平成 30 年度からの情報端末の審議への活用の試行・検証の状況も踏まえ、今後の府議会の情報化・ICT 化の課題検討の中で引き続き検討を進めることとしてはどうかと考える

## 全国議長会標準例と京都府議会会例規の対比表

### ○ 京都府議会会議規則

| 標準都道府県議会会議規則                                                                                                                                                                                                                                           | 京都府議会会議規則                                                                                                                | 備 考                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(発言の通告等)</p> <p>第五十条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 通告した者が欠席したとき（<u>第六十一条の二の規定により質問するときを除く。</u>）又は発言の順位に当たつても発言しないとき若しくは議場に現在しないとき（同条の規定により質問するときを除く。）は、通告は、その効力を失う。</p>                                                                               | <p>(発言の通告等)</p> <p>第 51 条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 通告した者が欠席したとき、又は発言の順位に当たつても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。</p> | <p>・ 関連規定（発言通告関係）</p>                                                                                 |
| <p>(質問の特例)</p> <p>第六十一条の二 議場に現在しない議員について次に掲げる場合に該当すると議長が認めるときは、当該議員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、質問することができる。</p> <p>一 <u>大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の議員個人の責に帰することができない事由により出席が困難である場合</u></p> <p>二 <u>育児、介護その他のやむを得ない事由により出席が困難である場合</u></p> | <p>【未対応】</p>                                                                                                             | <p>・ 本会議のオンライン質問<br/>→ 標準例はオンライン化（府条例は未対応）</p> <p>・ 標準例のオンライン化事由<br/>→ 大規模災害<br/>感染症まん延<br/>育児・介護</p> |
| <p>(議長への通知)</p> <p>第六十四条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所（<u>法第百九条第九項の規定による条例の規定により全ての委員が委員会に出席するものとみなされる場合はその旨</u>）、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。</p>                                                                                                         | <p>(議長への通知)</p> <p>第 65 条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等を記載した通知書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。</p>                        | <p>・ 関連規定（オンライン委員会関係）</p>                                                                             |

|                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                     |                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第二百二十四条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 出席議員及び欠席議員の氏名<br/>(<u>第六十一条の二の規定により質問した議員とそれ以外の議員とを分けて記載すること。</u>)</p> <p>四～十五 (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第 118 条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 出席議員及び欠席議員の氏名</p> <p>(4)～(15) (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>・関連規定(会議録関係)</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|

## ○京都府議会委員会条例

| 標準都道府県議会委員会条例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 京都府議会委員会条例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 備 考                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(委員長及び副委員長がともにないときの互選)</p> <p>第七条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所（<u>第十二条の二第二項の規定により全ての委員が委員会に出席しているものとみなされる場合はその旨。</u>第二十一条第二項において同じ。）を定めて、委員長の互選を行わせる。</p> <p>2 (略)</p>                                                                                                                                                                                                                       | <p>(委員長及び副委員長がともにないときの互選)</p> <p>第7条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めて、委員長の互選を行わせる。</p> <p>2 (略)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>・互選のオンライン化<br/>→標準例はオンライン化（府条例未対応）</p>                                      |
| <p>(出席の特例)</p> <p>第十二条の二 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（次項において「オンラインによる方法」という。）によつて、当該委員に発言その他の行為をさせることができる。</p> <p>一 <u>大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p>二 <u>育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p>2 前項の規定によりオンラインによる方法によつて発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、委員会に出席しているものとみなす。</p> | <p>(開催方式の特例)</p> <p>第12条の2 <u>府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合又は大規模な災害その他の緊急事態が発生し、若しくはそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、オンライン方式により委員会を開催することができる。</u></p> <p>2 前項の「オンライン方式」とは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を用いた委員会の開催方式をいう。</p> <p>3 第1項の規定により委員会が開催される場合において、委員（委員会を招集する場所の出席委員を除く。次項において同じ。）が前項に規定する方法を用いて委員会に参加するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p> <p>4 第2項に規定する方法を用いて委員会に参加した委員については、委員会に出席したものとみなす。</p> | <p>・大規模災害、感染症<br/>→標準例、府条例ともにオンライン化</p> <p>・育児・介護<br/>→標準例はオンライン化（府条例は未対応）</p> |



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------|
| <p>【参考例】</p> <p>（開会の特例）</p> <p>第十二条の二 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）によつて、委員会を開会することができる。</p> <p>一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</p> <p>二 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</p> <p>2 前項の規定により委員会が開会される場合において、委員は、当該委員会でオンラインによる方法によつて発言その他の行為をするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p> <p>3 第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法によつて発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</p> |  | <p>・ 標準例の参考例（他の規定案を参考例として記載するもの）</p> <p>→ オンライン化事由は同様</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------|

## オンライン委員会に関する申合せ

### 1 オンライン委員会の開催事由

次のいずれかの場合において、委員長が必要と認めるとき

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するために必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合

### 2 オンライン委員会の出席手続

- (1) オンライン委員会の開催の決定

委員長は、京都府議会委員会条例（以下「条例」という。）第 12 条の 2 第 1 項の規定によりオンライン方式による委員会の開催を決定したときは、所属委員に対し、その旨を通知するものとする。

- (2) オンラインによる参加の申請

オンライン委員会開催の通知を受け、委員会にオンライン方式による参加を希望する委員は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の 2 日前（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、オンライン参加申請書（別添様式）を委員長に提出するものとする。

なお、期限を過ぎた後にオンライン出席申請書の提出があった場合にも、可能な限り柔軟に対応するものとする。

- (3) オンライン方式による出席の許可

委員長は、(2)の申請書を提出した委員が委員会室へ参集しないことが適当であると認めた場合又は参集することが困難であると認めた場合は、これを許可するものとする。

- (4) 接続テスト

ア オンライン方式による出席が許可された場合は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の前日（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、委員会開催時と同様の条件で議会事務局と接続テストを行うこととする。

イ オンライン方式により委員会に参加する委員（以下「オンライン参加委員」という。）は、委員会開会予定時刻の 30 分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

### 3 オンライン委員会の基本的事項

- (1) オンライン参加委員の責務

ア オンライン参加委員は、常に映像と音声の送受信により委員会室の出席委員と相互に状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守することとする。

(ア) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(イ) オンライン参加委員以外の者がいない室内で行うこと。

(ウ) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(エ) オンライン参加委員は、不測の事態の際に事務局と連絡が取れるよう、携帯電話を常備すること。

イ オンライン方式により委員会に参加するために必要な機器や通信環境を整えること。

## (2) 委員長の権限

ア 正副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンライン方式で委員会に参加することができないこととする。

イ オンライン参加委員が条例第 19 条第 2 項に規定に該当する場合は、オンライン参加委員の通信回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができることとする。

## 4 通信回線に不具合が生じた場合の対応

委員会開催中に通信回線に不具合が生じ、オンライン参加委員の発言の聴取等の続行が困難になった場合、委員長は、速やかに次の対応を行うこととする。

- ① 委員長が休憩を宣告
- ② 当該オンライン出席委員に電話等で状況確認
- ③- 1 通信回線が復旧した場合
  - 委員長が再開を宣告し、委員会を続行
- ③- 2 通信回線復旧のための手段を尽くしても復旧しない場合
  - 当該委員は離席したものとみなし、委員長が再開を宣告し、委員会を続行

## 5 表決の方法

- (1) 表決は、委員会を招集する場所に参加している委員とオンライン参加委員で同時に行うものとする。ただし、委員長は、表決宣告から表決までの間に、オンライン参加委員に通信障害が発生したものと認めたときは、当該委員を離席したものとみなし、当該委員は、表決に加わることができないものとする。
- (2) 簡易表決を行う場合、委員長は、オンライン参加委員及び会議室の委員双方から異議の有無を諮るものとする。
- (3) 挙手採決を行う場合、オンライン参加委員は、意思が明確に判別できるよう、挙手の状態で、手のひら全体がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明瞭に映像として他の委員に送信されるようにするものとする。
- (4) 投票による表決は、オンライン委員会においては行わないものとする。

## 6 オンライン委員会の会議記録

会議記録の作成に当たっては、オンライン参加委員がオンライン方式により参加したことを明記することとする。

## 7 その他

- (1) 当分の間、総括質疑、秘密会及び互選委員会はオンライン方式の対象としないこととする。
- (2) 参考人のオンライン参加については、1（オンライン委員会の開催事由）にかかわらず、参考人から要請があった場合は認めることとする。

## 8 定めのない事項

この申合せに定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、正副委員長で協議の上、決定するものとする。

## 議会運営に係る主な申合せ及び当初予算審査小委員会の運営に関する申合せ特例

（質問通告をした議員が新型コロナウイルス感染症の感染者、又は濃厚接触者等（以下、コロナ感染者等）となった場合の取扱い）

### 1 代表質問について

質問通告をした議員がコロナ感染者等となり出席できない場合は、その議員に代わり、その議員が所属する会派の他の議員が、既に通告している内容に限り、「議会運営に係る主な申合せ」の特例として、発言通告書を再度、提出することを可とする。（一般質問については認めない）

その場合、代わりに質問する者は、速やかに議長あて届け出るものとする。

### 2 総括質疑について

質問通告をした議員がコロナ感染者等となり、出席できない場合は、その委員に代わり、正副・幹事協議会での協議の特例として、その委員が所属する会派の他の委員（小委員会委員以外の委員も含む）の発言を認めることを可とする。

その場合、代わりに質問する者は、速やかに委員長に申し出る。

### 3 小委員会について

小委員会委員がコロナ感染者等となり、小委員会に出席できない場合は、当該委員に代わって小委員会委員以外の委員の発言を認めることを可とする。

その場合、代わりに発言する委員は、委員長に申し出て了承を得るとともに、副委員長、幹事に連絡する。

※ 1 の内容により協議が必要な場合は、議会運営委員会理事会を開催し、協議するものとする。

※ 2、3 の内容により協議が必要な場合は、正副・幹事協議会を開催し、協議するものとする。

## ○京都府議会会議規則

(発言の通告等)

第 51 条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言  
 通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、  
 一身上の弁明その他緊急を要する場合及び通告した者の発言がすべ  
 て終わった後、発言を求める場合は、この限りでない。

2 ～ 4 (略)

5 通告した者が欠席したとき、又は発言の順位に当つても発言しない  
 とき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

## ○議会運営に係る主な申合せ

2 発言の取扱い

(1) 代表質問及び一般質問

ア 通告期間は、招集告示日から招集日の午後 5 時までとする。

## ○当初予算小委員会の運営に関する申合せ

4 総括質疑の運営

(3) 発言通告

事前に発言通告書を提出するものとする

5 小委員会委員以外の委員の発言

小委員会委員の発言終了後、時間があれば、小委員会に諮って許  
 可する。

## 当初予算小委員会の運営に関する申合せ変更(案)

5 小委員会委員以外の委員の発言

小委員会委員の発言終了後、時間があれば、小委員会に諮って許  
 可する。

なお、小委員会委員が新型コロナウイルス感染症の感染者、又は  
 濃厚接触者等となり、小委員会に出席できない場合は、当該委員に  
 代わって小委員会委員以外の委員の発言を認める。

その場合、代わりに発言する委員は、委員長に申し出て了承を得  
 るとともに、副委員長、幹事に連絡する。

## 委員会のオンライン出席に係る「育児・介護その他のやむを得ない事由」の基準・申合せ状況について

### 1 基準・申合せを設定している 3県

#### 【宮城県】

○オンラインによる委員会等への出席に係る取扱い(抜粋)  
(略)

#### (3)「育児・介護等のやむを得ない事由」

- ・ 育児及び介護について、本県職員の育児及び介護に関する休業・休暇に該当するとき
- ・ その他、宮城県議会会議規則第2条に規定する欠席の事由に該当する場合で、本人の状況からオンライン出席が可能で、かつ、本人がオンライン出席を希望する場合

宮城県職員の育児及び介護に関する休業・休暇

(育児休業、子の看護休暇、介護休暇)

令和5年7月21日時点

#### 1 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで育児休業をすることができる。育児休業により勤務しない期間は無給。期末手当及び勤勉手当については、勤務した期間に応じて支給。

#### 2 子の看護休暇

中学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は病気のため看護を必要とする場合、一暦年5日(その中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)以内で必要と認められる期間取得可能。

#### 3 介護休暇

職員が配偶者・父母・子・配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められるときは、連続する6月の範囲内で介護休暇が与えられる。介護休暇により勤務しない期間は無給。

#### 【滋賀県】

○滋賀県議会委員会オンライン出席に関する要綱(抜粋)

別記(第2条関係)

(1) 略

(2) 育児・介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが著しく困難であると認められる場合

(例)

- ・ 家族、託児所等に預けるのが難しく、自ら育児をする必要がある場合
- ・ 家族、福祉事業所等に委ねるのが難しく、自ら介護または看護をする必要がある場合
- ・ 委員会で発言その他の行為をすることに問題はないが、疾病、傷病、出産に係る医師の診断等により、招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- ・ 他の優先すべき公務により、招集しようとする場所に参集することが困難である場合

## 【兵庫県】

○オンラインの方法を利用した委員会の開催に関する確認事項(抜粋)

### 2 オンライン参加の申出に対する委員長の許可

委員長は、委員からのオンライン参加の申出に対して、次に掲げる例を基本に、許可または不許可を決定する。

#### (1) オンライン参加を許可する例

(略)

##### ウ 育児の場合

- ① 乳幼児等を預け、委員会には参加できるが、預け先までの送迎時間を含めると参集が困難な委員

##### エ 介護の場合

- ① 介護が必要な家族を預け、委員会には参加できるが、預け先までの送迎時間を含めると参集が困難な委員

#### (2) オンライン参加を不許可とする例

##### ア 重大な感染症のまん延防止の場合

- ① 重大な感染症の陽性が確認された入院又は宿泊療養中の委員
- ② 感染リスクを避けるためのみを理由として、オンライン参加を希望する委員

##### イ 疾病、出産、育児等、本会議の欠席事由に該当する委員

##### ウ 委員会審査に専念できないと判断される委員

## 2 基準・申合せを設定していない 15府県

開催実績:新潟県議会:育児(数週間前に出産)

茨城県議会:育児(数週間前に出産)

大阪府議会:育児(妻の出産補助及び兄弟の育児)

岐阜県議会:子の看護(具体的な内容は不明)

委員会のオンライン出席に係る「育児・介護その他のやむを得ない事由」  
に関する各県の基準等について

＜参考資料目次＞

【宮城県】

○オンラインによる委員会等への出席に係る取扱いについて . . . . P. 5

【滋賀県】

○滋賀県議会委員会オンライン出席に関する要綱 . . . . . P. 13

【兵庫県】

○オンラインの方法を利用した委員会の開催に関する確認事項 . . . P. 17





## オンラインによる委員会等への出席に係る取扱いについて

オンラインによる委員会等への出席（以下「オンライン出席」という。）に係る取扱いについては、下記を参考とする。

## 記

- 1 議員全員協議会、予算特別委員会及び決算特別委員会の総括質疑等の大会議室において開催される委員会等については、機材整備等の関係から、当面の間、オンライン出席の対象外とする。
- 2 常任委員会や調査特別委員会等、議員数10人程度の委員会等におけるオンライン出席を認める要件は、以下を基準として、委員長が判断する。
  - (1) 「重大な感染症のまん延の防止」
    - ・ 本人が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上に規定する感染症に罹患し、感染症法上の入院勧告若しくは就業制限を受けているとき又は医師等から外出自粛を推奨されているとき。
    - ・ 感染症法第44条の3第1項の規定による行動制限を受けているとき。
    - ・ その他、保健所等からの行動制限の要請を受けているとき。
  - (2) 「大規模な災害の発生」
    - ・ 宮城県災害対策本部が設置される災害が発生したとき。
  - (3) 「育児、介護等のやむを得ない事由」
    - ・ 育児及び介護については、本県職員の育児及び介護に関する休業・休暇に該当するとき。
    - ・ その他、宮城県議会会議規則第2条に規定する欠席の事由に該当する場合で、本人の状況からオンライン出席が可能で、かつ、本人がオンライン出席を希望する場合
- 3 オンラインにより委員会等に参加する委員は、下記の対策を講じるものとする。
  - (1) オンライン出席に必要な情報（会議URL等）を他者に知られないようにすること。
 

例：URLが記載されたメールを他者に転送する。

URLが記載されているメールの画面の写真をSNSにアップする。 等
  - (2) オンライン出席する際に端末機器に表示された委員会に関係する画面を他者に閲覧されないようにすること（開会前や休憩中を含む）。また、URLを

含むオンラインによる委員会に関する情報（画面）を他者が見ることができない環境とすること。

例：パソコンの画面を覗き、オンラインによる委員会の情報を閲覧する。

オンラインによる委員会の情報が表示されたパソコンの画面を撮影する。 等

- (3) オンライン出席する際は、委員自身が使用管理し、セキュリティ対策がされている端末機器を利用することとし、OS、ウイルス対策ソフトウェア、ウェブブラウザ及びウェブ会議用アプリのバージョンを常に最新の状態にしておくこと。

## 【参考】

### 「医師等から外出自粛を推奨されているとき」について

感染症法上の外出自粛は求められていないが、他人に感染させるリスクが高い期間として、一般に外出自粛が推奨されているとき等を想定。

#### 【例】

- ・ 新型コロナウイルス感染症

特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目として5日間は外出を控えること、かつ、5日目に症状が続いていた場合は、症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることを推奨。  
(出典：宮城県ホームページ)

- ・ インフルエンザ

一般的に、インフルエンザ発症前日から発症後3～7日間は鼻やのどからウイルスを排出するといわれている。そのためにウイルスを排出している間は、外出を控える必要がある。(出典：厚生労働省ホームページ)

感染症法上に規定する感染症

令和5年7月21日時点

|               |                                                                                                                                              |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一類感染症         | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘 <sup>とう</sup> そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱                                                                                   |
| 二類感染症         | 急性 <sup>きゅうせい</sup> 灰白髄炎 <sup>はいはくずいえん</sup> （ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）                              |
| 三類感染症         | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス                                                                                                             |
| 四類感染症         | E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽 <sup>そ</sup> 、鳥インフルエンザ（二類の鳥インフルエンザを除く。）など                                                                             |
| 五類感染症         | インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群（エイズ）、性器クラミジア感染症、梅毒 <sup>ま</sup> 、麻しん（はしか）、新型コロナウイルス感染症など |
| 新型インフルエンザ等感染症 | 新型インフルエンザなど                                                                                                                                  |
| 新感染症          | 人から人に伝染すると認められ、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及びり患した場合の重篤度から危険性が極めて高い感染症                                                                            |
| 指定感染症         | 既知の感染症の中で、一から三類及び新型インフルエンザ等感染症に分類されないが同等の措置が必要となった感染症（延長含め最長2年）                                                                              |

この表は、法改正により内容変更されることがある。

## 宮城県災害対策本部要綱（抜粋）

令和5年7月21日時点

### （設置及び廃止）

第2条 本部は、災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認めたときに設置する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、自動的に設置する。

- （1）県内で震度6弱以上（実測値）の地震が観測されたとき。
- （2）次に掲げる特別警報（気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第5条に規定する特別警報のうち、地震動特別警報を除く）が県内に発表されたとき。

- イ 暴風特別警報
- ロ 暴風雪特別警報
- ハ 大雨特別警報
- ニ 大雪特別警報
- ホ 火山現象特別警報（噴火警報（居住地域））
- ヘ 津波特別警報（大津波警報）
- ト 高潮特別警報
- チ 波浪特別警報

- （3）市町村が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第3項に基づく緊急安全確保を発令したとき

2 本部の部長又は地方支部の支部及び地域部の長に充てられる者は、本部を設置する必要があると認めたときは、知事に本部の設置を要請することができる。

3 本部は、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと知事が認めたときに廃止する。

本県職員の育児及び介護に関する休業・休暇  
(育児休業、子の看護休暇、介護休暇)

令和5年7月21日時点

1 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで育児休業をすることができる。育児休業により勤務しない期間は無給。期末手当及び勤勉手当については、勤務した期間に応じて支給。

2 子の看護休暇

中学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は病気のため看護を必要とする場合、一暦年5日（その中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）以内で必要と認められる期間取得可能。

3 介護休暇

職員が配偶者・父母・子・配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められるときは、連続する6月の範囲内で介護休暇が与えられる。介護休暇により勤務しない期間は無給。

## 宮城県議会会議規則（抜粋）

令和5年7月21日時点

（欠席の届出）

第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護その他のやむを得ない事由のため会議に出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため会議に出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。





## 滋賀県議会委員会オンライン出席に関する要綱

### （趣旨）

**第1条** この要綱は、オンライン出席（滋賀県議会委員会条例（昭和31年滋賀県条例第28号。以下「条例」という。）第12条の2第2項の規定により委員会への出席とみなされる出席をいう。以下同じ。）をする委員（以下「オンライン出席委員」という。）がいる場合における委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （オンライン出席の対象事例）

**第2条** 条例第12条の2第1項各号に掲げる事由に係る事例は別記のとおりとする。

### （オンライン出席の手続）

**第3条** オンライン出席が必要な委員は、原則として、開催日の前日（その日が滋賀県の休日定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その前日）の午後1時までに、オンライン出席申請書（別記様式）を委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、オンライン出席申請書を提出した委員が条例第12条の2第1項各号の事由に該当すると認めるときは、これを許可するものとする。

3 委員長は、オンライン出席をしようとする委員の映像と音声を確認するものとし、確認することができたときは当該委員は委員会に出席しているものとみなす。

### （オンライン出席委員の責務）

**第4条** オンライン出席委員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）情報セキュリティ対策を適切に講じること。

（2）常に映像面上において視覚において認識できるようにするとともに、委員長の呼びかけに応じることができるようにすること。

（3）発言その他の行為をするとき以外は、音声を送信しない措置を講じること。

（4）オンライン出席委員が現にいる場所に当該オンライン出席委員以外の者を入れないこと。

（5）委員会に関係しないものが映らないようにすること。

（6）できる限り静かな場所にいること。

2 オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、招集場所との間の通信が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンライン出席委員がオンライン出席をするために必要な環境整備および通信に係る経費は、オンライン出席委員の負担とする。

### （通信障害時の取扱い）

**第5条** 委員長は、オンライン出席委員の映像または音声が確認できないと認めたときは、当該オンライン出席委員は離席したものとみなす。

### （表決の方法等）

**第6条** 委員長は、招集場所に出席している委員にあっては起立の方法で、オンライン出席

委員にあっては挙手の方法で表決をとるものとする。この場合において、委員長は、オンライン出席委員に対しその可否を音声においても確認することとする。

2 オンライン出席委員は、投票による表決に加わることができない。

#### **（正副委員長のオンライン出席の取扱い）**

**第7条** 委員会における委員長の職務は、招集場所において行うものとする。

2 条例第9条第1項の規定により副委員長が委員長の職務を行う場合は、委員長はオンライン出席をすることができない。

3 条例第9条第2項の規定により年長の委員が委員長の職務を行う場合は、委員長および副委員長はオンライン出席をすることができない。

#### **（秩序保持）**

**第8条** オンライン出席委員が条例第19条第1項の規定による命令に従わないときは、委員長は、回線の遮断による映像と音声の送受信の停止その他の必要な措置を講じることができる。

#### **（秘密会）**

**第9条** オンライン出席委員は、秘密会に出席することができない。

#### **（雑則）**

**第10条** この要綱に定めるもののほか、オンライン出席委員がいる場合における委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記（第2条関係）

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが著しく困難であると認められる場合

- （例）・感染症の陽性者や濃厚接触者で無症状の場合  
・災害の発生や計画運休に伴う交通遮断があり、代替の交通手段がない場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが著しく困難であると認められる場合

- （例）・家族、託児所等に預けるのが難しく、自ら育児をする必要がある場合  
・家族、福祉事業所等に委ねるのが難しく、自ら介護または看護をする必要がある場合  
・委員会で発言その他の行為をすることに問題はないが、疾病、傷病、出産に係る医師の診断等により、招集しようとする場所に参集することが困難である場合  
・他の優先すべき公務により、招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(別記様式)

## オンライン出席申請書

年 月 日

〇〇委員会

委員長 〇〇 〇〇 様

委員 〇〇 〇〇

下記のとおり、滋賀県議会委員会のオンライン出席に関する要綱第3条第1項の規定に基づき、委員会のオンライン出席を申請します。

記

1 開会日

年 月 日

2 オンライン出席する理由

3 オンライン出席する場所（該当するものに○、その他の場合には場所および所在地を記載）

自 宅 ・ その他（ ）

4 メールアドレス（オンライン出席に必要な情報（ID、パスワード等）の送付先）

5 緊急連絡先（当日、通信環境に不具合が生じた場合等に通話可能な電話番号）

令和3年3月4日  
(令和3年9月14日改正)  
(令和6年3月19日改正)

議会運営委員会  
議会運営委員会  
議会運営委員会

## オンラインの方法を利用した委員会の開催に関する確認事項

兵庫県議会委員会条例（以下「条例」という。）第10条の2の規定によるオンラインの方法を利用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）の運営に関して、必要な事項を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 オンライン委員会の開催

- (1) 条例第10条の2第2項の規定により、オンラインの方法により委員会に参加しようとする委員は、原則として、開催日の前日の正午までに、オンライン参加申出書を委員長に提出（メール可）しなければならない。

なお、委員は、委員会の招集場所に参集することが原則であることを十分留意してオンライン参加を申し出るものとする。

- (2) 委員長は、条例第10条の2第1項に該当すると認めるときは、オンライン委員会の開催を決定する。

なお、委員長は、決定にあたって、当該委員から参集が困難である事由について十分に確認を行った上で判断するものとする。

- (3) 委員長は、前項の決定をしたときは、所属委員に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

#### 2 オンライン参加の申出に対する委員長の許可

委員長は、委員からのオンライン参加の申出に対して、次に掲げる例を基本に、許可または不許可を決定する。

- (1) オンライン参加を許可する例

##### ア 重大な感染症のまん延防止の場合

- ① 重大な感染症の陽性が判明した委員（無症状と判断される場合に限る）
- ② 濃厚接触者として特定又は判断され、健康観察期間にある委員
- ③ 感染者又は濃厚接触者に該当する恐れがあり出席の自粛を求められている委員（同居人が第三者の濃厚接触者に該当する場合等）
- ④ 高齢や基礎疾患を持つ等の理由により、感染リスクを避ける必要があるためとして、オンライン参加を希望する委員

##### イ 大規模災害その他の緊急事態の発生等の場合

- ① 交通手段の途絶により、県議会への参集が困難な委員

##### ウ 育児の場合

- ① 乳幼児等を預け、委員会には参加できるが、預け先までの送迎時間を含めると参集が困難な委員

##### エ 介護の場合

- ① 介護が必要な家族を預け、委員会には参加できるが、預け先までの送迎時間を含

めると参集が困難な委員

(2) オンライン参加を不許可とする例

ア 重大な感染症のまん延防止の場合

① 重大な感染症の陽性が確認された入院又は宿泊療養中の委員

② 感染リスクを避けるためのみを理由として、オンライン参加を希望する委員

イ 疾病、出産、育児等、本会議の欠席事由に該当する委員

ウ 委員会審査に専念できないと判断される委員

### 3 オンラインの方法により委員会に参加する委員の対応

オンラインの方法により委員会に参加する委員（以下「オンライン委員」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(2) 委員会開会予定時刻の 30 分前までに、議会事務局職員との間で通信状況を確認すること。

(3) オンライン委員会に参加するために必要な通信環境の整備及び整備や通信に要する経費は、オンライン委員が対応すること。

### 4 オンライン委員会の運営

(1) 表決

表決は、慣例により挙手（予算・決算特別委員会は起立。以下同じ。）を原則とし、オンライン委員は、委員会室の委員と同時に挙手を行う。委員長は、委員会室の委員の挙手の状況を確認した後、オンライン委員の挙手の状況を 1 人ずつ映像と音声により確認した後、可否の結果を宣告する。

(2) 互選

互選は、慣例により指名推選によることとし、投票によることはできない。

(3) 委員外議員の発言申し出

オンラインの方法により委員会に参加し、発言しようとする委員外議員は、原則として、開催日の前日の正午までに、その旨及び理由を記載した委員外議員発言申出書を委員長あて提出（メール可）し、当日、委員会の許可を得なければならない

(4) 秩序保持に関する措置

委員長は、オンライン委員に対し、条例第 18 条第 2 項の規定に基づく対応を行うときは、当該委員との映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

(5) 通信障害時の対応

通信環境の悪化により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができない場合、オンライン委員はその間は出席していないものとして扱う。

### 5 議員以外の取扱い

(1) 当局説明員は、当面の間、オンラインの方法は利用しない。ただし、状況に応じて、代理出席など柔軟な対応を認めることとする。

(2) 公述人及び参考人は、オンラインの方法を利用する場合は、委員会において決定する。

## 6 その他

- (1) オンライン委員会の運営状況を踏まえ、必要に応じて、この確認事項の見直し及び機器の整備等を行う。
- (2) この確認事項に定めるもののほか、オンライン委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

[illegible]

年 月 日

委員会  
委員長 様

委員 氏 名

## オンライン参加申出書

兵庫県議会委員会条例第 10 条の 2 第 2 項の規定により、オンラインの方法により委員会に参加したいから、許可されるよう申し出ます。

- 1 開催日 年 月 日
- 2 理 由
- 3 メールアドレス  
(オンライン委員会に必要な情報の送付先)



## 育児・介護の基準・申合せに係る協議結果について

## 1 育児・介護をオンライン出席の対象とすることについて

育児・介護をオンライン出席の対象とすることについては、賛成で概ね意見が一致

## (主な意見)

- ・本会議、委員会など議会活動は対面が基本であるが、今後、多様な人材が働きやすくしていく必要もあることを踏まえるとオンライン出席の事由を拡充し、育児・介護等については、オンライン出席を可能とする改正が必要
- ・育児・介護の基準と併せて検討

## 2 育児・介護によるオンライン出席の申請について

育児・介護によるオンライン出席に当たっては、対面での出席が基本であること、やむを得ない場合は欠席が妨げられるものではないこと等を踏まえ、個別具体的な事情に照らして各議員の責任で申請を行うなどの意見が多数あり

## (主な意見)

- ・議会の会議は出席が基本であることを踏まえて、育児・介護を理由にオンライン出席を希望される場合は各議員の責任において申請すべき。
- ・基本は出席し、やむを得ない場合には欠席できることを保障することが大事。その上でオンライン出席が可能な場合には出席できる制度にすべき。

## 3 育児・介護の基準・申合せの要否等について

①事例の積み重ねにより判断すべきとする見解と、②細かいルールまでは不要であるが一定の基準が必要とする見解とに分かれている。  
ルール作成に当たっては、他県の規程等を参考に作成を行うとする意見あり。

## (主な意見)

○事例の積み重ねにより判断すべきとする見解

- ・事例を積み重ね運用していく中で問題が生じれば、そのときに基準なり、申合せを検討すれば良い。
- ・本人がオンライン出席の可能な場合には、それを妨げないことが大事。出席の条件次第で、希望しても出席できないことになりかねないため、あまりに細かい定めは不要

- ・あくまで本人の申請と委員会の判断ということで、欠席事由が詳細に定められていないにもかかわらず、オンライン出席事由だけが細かく決まっているというのは本末転倒ではないか。

### ○一定の基準が必要とする見解

- ・一定のルール作りは必要だが、過度に細かいものは制度の利便性を妨げるため、柔軟性を持つ定めが必要
- ・ルールが全くなないと、原則は出席であり、例外的にオンライン出席できるという現状の制度がなし崩しになり、数年後には、本人が申請すればオンライン出席できるようになっているという懸念があり、あくまでもオンライン出席は例外であるということは明示すべき
- ・大規模災害・感染症は、客観的に判断しやすいが、育児・介護は個別具体的な事情によるため判断が難しく、ガイドラインが必要
- ・他府県の状況をみると、例えば、宮城県は細かく規定しているが、滋賀県はあまり縛りをかけていない。こうした他県の規程などを参考にしつつ、育児・介護の範囲を一定決めていくべき